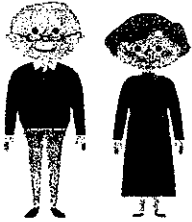
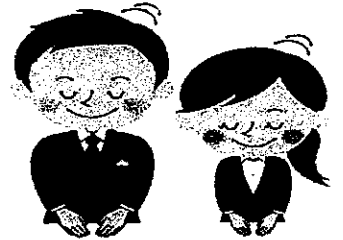


戦没者等ご遺族のみなさまへ

第十一回特別弔慰金



戦没者等の遺族に対する
特別弔慰金請求受付のお知らせ



■支給対象者

令和2年4月1日（基準日）において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者等戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、下記による先順位のご遺族お一人に支給されます。

戦没者等の死亡時のご遺族で

- 1 戦傷病者戦没遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内親族
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有している方に限ります。

■支給内容

額面25万円 5年償還の記名国債

■請求受付期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日

■請求受付窓口

- ・飛騨市役所 市民福祉部 地域包括ケア課
(ハートピア古川)
- ・各振興事務所担当窓口

■必要書類

請求の際は、特別弔慰金請求書等必要書類が各窓口にありますので、来庁の上、手続きください。

ただし、請求書のほかに「基準日現在の請求者の戸籍抄本」等の必要な書類があり、請求される方の状況により提出していただく書類が異なりますので、お電話または来庁によりお問い合わせください。